

議案第56号

南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

令和8年6月15日提出

南丹市長 西村 好高

南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

南丹市消防団員等公務災害補償条例(平成18年南丹市条例第230号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後(案)
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>315,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>330,000円</u> に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の南丹市消防団員等公務災害補償条例第18条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた南丹市消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例による。